

# 岐阜県公報

号外 (八) 平成二十八年 三月二十九日

## 目 次

## 規 則

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則  
岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(都 市 政 策 課) 一  
(同) 二

岐阜県規則第二十八号

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請時徴収の特例)

第二条 条例第三条第一項ただし書に規定する事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定める手数料は、条例別表第一十八の表に規定する手数料とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(岐阜県証紙条例施行規則の一部改正)

2 岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表五の項に次の一号を加える。

2 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十八年岐阜県条例第三十二号）の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社